



「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に係る 一般競争入札

(総合評価落札方式)

入札説明書

2026年9月18日

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

I. 入札説明書.....	1
II. 契約書（案）.....	6
III. 仕様書.....	15
IV. 入札資料作成要領.....	21
V. 評価項目一覧.....	28
VI. 評価手順書.....	33
VII. その他関係資料.....	37

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2026年9月18日付け公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 国内外企業におけるデジタル動向状況の分析
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 入札方法 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
 - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6.(4)提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
 - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2026年9月28日（月）から2026年10月9日（金） 17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

13. (4) のとおり

5. 入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2026年10月15日（木）から2026年10月19日（月）。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。

(2) 提出期限

2026年10月19日（月） 17時00分必着。

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

13. (4) のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書	—	1 部
④	評価項目一覧	—	1 部
⑤	令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑥	提案書受理票	様式 4	1 通
⑦	提案書（添付資料を含む）および評価項目一覧の格納された電子媒体	—	1 式

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（13. (4) の担当者名）を記載するとともに「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（13. (4) の担当者名）を記載し、かつ、「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② 必要に応じてヒアリングを次の日程で実施する。

日時：2026年10月21日（水）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

場所：原則としてオンラインで実施する。

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

③ 技術審査関連資料の取扱いについて

提出された技術提案資料について情報公開請求があった場合は、「独立行政法人情報処理推進機構が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」に基づき提案者と協議のうえ、開示・非開示を決定いたします。

6. 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時
2026年10月23日（金） 14時00分
- (2) 開札の場所
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス15階
独立行政法人情報処理推進機構 委員会室1
- (3) 開札時における審査結果の開示について
本調達における技術審査の結果は、開札時に技術審査に合格した応札者それぞれの技術評価の合計点を口頭にて開示します。

7. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者としてすることがある。

9. 入札保証金及び契約保証金全額免除

10. 契約書作成の要否 要（Ⅱ．契約書（案）を参照）

11. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

12. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕

13. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。
- (4) 仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先
〒113-6591
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 国際・産業調査部 担当：小沢、神谷
TEL：03-5978-7522
E-mail：ga-ra-koubo@ipa.go.jp
なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。
- (5) 入札行為に関する照会先
独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 財務部 契約グループ 担当：田中
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

Ⅱ. 契約書（案）

〇〇〇〇情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

- 第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

- 第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
 - 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
 - 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。
 - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、

本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 3 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

- 第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。

なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第21条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があつたとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な

処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

事業内容（仕様書）

独立行政法人情報処理推進機構

事業内容（仕様書）

1. 件名

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進の加速を目指しており、これら施策に資する調査を継続して実施している。これらの調査結果は「DX 白書 2021」¹、「DX 白書 2023」²、「DX 動向 2024」³、「DX 動向 2025」⁴「DX 動向 2026」⁵として公開している。

このたび、「DX 動向 2026」の調査事業「国内企業における DX 推進状況等の分析」の内容をベースとした調査を日米の企業を対象にして実施し、調査結果を日米比較や経年変化、産業動向等により分析することとした。調査分析結果は IPA における企業の DX の推進等関連施策に活かすとともに、報告書やデータ集等の形で公表する予定である。さらに今回は情報セキュリティに関する調査も日米の企業に対して実施する。

3. 事業概要

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」（以降、「本業務」という。）では、アンケート調査を企業向けに実施する。アンケート調査は、以下の「DX・AI 動向調査」「情報セキュリティ調査」の2種から成り、国内については基本的に同じ調査先に回答依頼するものとする。

(1) DX・AI 動向調査

IPA が実施した「国内企業における DX 推進状況等の分析」（以下、「前回調査」という。）の調査項目をベースに見直し、日本および米国の企業を対象として実施する。調査項目は主に企業戦略、データおよび AI 利活用、人材の3パートから成り、基本的に日本と米国で共通とする。

回収・集計した結果を日米比較や DX 動向および DX 白書の調査結果との経年変化、国内外のデジタル関連動向、各種施策実施動向、産業動向等、また経済産業省の施策を踏まえて分析し、報告書としてまとめる。

具体的には主に以下の業務を実施する。

① 調査の実施

- ・アンケート調査項目の作成から集計まで

② 調査結果の分析

- ・単純集計やクロス集計、経年比較、各種動向や施策を踏まえての分析

③ 報告書等の作成

- ・調査分析報告書
- ・データ集
- ・業務実績報告書（情報セキュリティ調査を含む）

(2) 情報セキュリティ調査

情報セキュリティに関する調査項目を日本および米国の企業を対象として実施する。調査項目は主に情報セキュリティのガバナンス・推進体制、情報セキュリティ対策の実施状況、インシデントの発生・被害・対応状況から成り、基本的に日本と米国で共通とする。

① 調査の実施

- ・アンケート調査項目の作成から集計まで

4. 業務内容

4.1 調査の実施

日本および米国の企業を対象としたアンケートを以下のとおり実施する。

4.1.1 アンケート調査項目の作成等（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

(1) DX・AI 動向調査

¹ <https://www.ipa.go.jp/publish/wp-dx/dx-2021.html>

² <https://www.ipa.go.jp/publish/wp-dx/dx-2023.html>

³ <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/dx-trend/dx-trend-2024.html>

⁴ <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/dx-trend/dx-trend-2025.html>

⁵ <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/dx-trend/dx-trend-2026.html>

① アンケート調査項目の作成

アンケート調査項目を IPA が提供する案を元に、最新の国内外のデジタル動向等を踏まえて調査項目を作成する。

- ・選択肢を含む質問文、択一・複数選択等の回答方法、項目順序、選択肢による分岐等を調整する。必要に応じて用字用語の統一、用字用語の補足説明をすること。
- ・作成したアンケート調査項目はアンケート実施前に IPA の確認を取る。
- ・アンケート調査項目の概要は表 1 のとおり。

＜表 1 アンケート調査項目概要＞

1. ボリューム	60 問程度
2. 構成	回答者プロフィール、企業戦略、データおよび AI 利活用、人材、その他
3. 前回調査の調査票	https://www.ipa.go.jp/choutatsu/nyusatsu/2026/nyusatsu20260918.html
4. IPA からの提供時期	契約締結から 1 週間以内

② アンケート調査項目の翻訳

①で調整したアンケート調査項目を米国向けに翻訳する。

- ・米国向きの英語に翻訳すること。
- ・翻訳結果はネイティブの査読を受けるなど、翻訳精度を高めること。
- ・翻訳精度を高めた結果を IPA に提示し、IPA の確認を取ってからアンケートを実施すること。
- ・参考資料として DX 動向 2024 の調査で使用した英語の調査票を IPA が提供する。

(2) 情報セキュリティ調査

① アンケート調査項目の作成等

アンケート調査項目を IPA が提供する案を元に、最新の国内外の情報セキュリティ動向等を踏まえて調査項目を作成する。

- ・選択肢を含む質問文、択一・複数選択等の回答方法、項目順序、選択肢による分岐等を調整する。必要に応じて用字用語の統一、用字用語の補足説明をすること。
- ・作成したアンケート調査項目はアンケート実施前に IPA の確認を取る。
- ・アンケート調査項目の概要は表 2 のとおり。

＜表 2 アンケート調査項目概要＞

1. ボリューム	20 問程度
2. 構成	回答者プロフィール、情報セキュリティのガバナンス・推進体制、情報セキュリティ対策の実施状況、インシデントの発生・被害・対応状況、その他
3. IPA からの提供時期	契約締結から 1 週間以内

② アンケート調査項目の翻訳

①で調整したアンケート調査項目を米国向けに翻訳する。

- ・米国向きの英語に翻訳すること。
- ・翻訳結果はネイティブの査読を受けるなど、翻訳精度を高めること。
- ・翻訳精度を高めた結果を IPA に提示し、IPA の確認を取ってからアンケートを実施すること。

4.1.2 アンケート調査の実施（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

本業務の趣旨に合致した適切な調査の依頼先案や依頼（周知）方法、回収方法等を請負者側で設計し、IPA と協議の上でアンケート調査を実施する。

(1) 国内企業向けアンケート調査の要件

① 対象企業

- ・DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査は同じ企業に依頼する。
- ・依頼企業数は 10,000 社以上とする。
- ・法人登記し、法人番号を有する企業であること。

② 有効回答数

- ・有効回答件数は DX・AI 動向調査で 1,000 件以上とする。情報セキュリティ調査は 1,000 件以上に達するよう努力すること。
- ・有効回答の条件については IPA と協議して決める。

③ 有効回答の従業員規模と業種の内訳

- ・DX・AI 動向調査は経年比較のため、有効回答が DX 白書 2023 の従業員割合、業種内訳⁶と近くなるようにすること。内訳は表 3 のとおり。

＜表 3 DX 白書 2023 国内企業回答件数内訳＞

業種内訳*	従業員規模別（4 カテゴリー）の項目				
	合計	100 人以下	101 人以上 300 人以下	301 人以上 1000 人以下	1001 人以上
全体	543	149	123	117	154
製造業等	225	49	55	38	83
流通業・小売業	138	43	33	36	26
サービス業	110	46	22	26	16
情報通信業	33	9	6	7	11
金融業・保険業	37	2	7	10	18

*「業種内訳」

- 製造業等： 農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
- 情報通信業： 情報通信業
- 流通業・小売業： 運輸業、郵便業、卸売業、小売業、
- 金融業・保険業： 金融業、保険業
- サービス業： 不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されない）

④ アンケート回答依頼企業への周知事項

アンケート回答依頼する際に以下を周知すること。

- ・アンケートにより取得した回答結果（ローデータ）については、IPA が別途実施する調査の分析に参照することがあること。
- ・アンケートにより取得した回答結果（ローデータ）については、回答企業が特定されないよう十分に配慮した匿名化処理を行った上で、IPA が公表する場合があること。
- ・アンケートに回答いただいた企業に対しては、年に数回 IPA からアンケート協力（任意）をお願いすることがあること。

⑤ その他

- ・調査の依頼先を登録モニターとすることは原則認めない。
- ・同一企業でのアンケート回答の重複がないようにすること。

(2) 米国内企業向けアンケート調査の要件

① 有効回答数

- ・有効回答件数は DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査それぞれ 1,000 件以上とする。
- ・有効回答の条件については IPA と協議して決める。

② 有効回答の従業員規模と業種の内訳

- ・DX・AI 動向調査は経年比較のため、有効回答が DX 白書 2023 の従業員割合、業種内訳と近くなるようにすること。内訳は表 4 のとおり。

⁶ DX 白書 2023 p. 37（業種内訳）、p. 38（従業員割合）

<https://www.ipa.go.jp/publish/wp-dx/gmcbt8000000botk-att/000108044.pdf>

＜表 4 DX 白書 2023 米国企業回答件数内訳＞

業種内訳*	従業員規模別（4 カテゴリー）の項目				
	合計	100 人以下	101 人以上 300 人以下	301 人以上 1000 人以下	1001 人以上
全体	386	122	85	108	71
製造業等	102	37	27	24	14
流通業・小売業	61	19	17	14	11
サービス業	144	51	23	39	31
情報通信業	46	11	8	18	9
金融業・保険業	33	4	10	13	6

③ その他

- ・同一企業でのアンケート回答の重複がないように工夫すること。

(3) アンケートの依頼先選定

本業務の趣旨に合致する有効な回答内容が得られ、より多くの有効回答件数が回収可能となるような適切な調査の依頼先を選定する。

① 国内企業に関する要件

- ・経年変化の把握および調査回収率を一定程度担保する観点から、IPA から前回調査のアンケート回答企業の情報を提供するので、依頼先に含めること。回答企業の件数は 1,733 件で、当該情報には企業名、法人番号、郵便番号、住所、従業員数規模、業種が含まれる。

4.1.3 ウェブアンケートによる実施（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

アンケートへの回答は原則としてウェブを使用して行う（以下「ウェブアンケート」という）。そのためのウェブアンケートの実施環境を構築し、アンケートの依頼先に周知、回答してもらう。また、国内企業向けアンケートの場合、アンケート依頼先企業がウェブアンケート以外の回答方法を希望する場合に対応する。

(1) ウェブアンケートの実施環境の要件

- ・ウェブアンケートの実施環境は、テスト環境も含め、請負者側が用意すること。
- ・DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査はウェブアンケートをそれぞれ別に構築すること。
- ・調査対象者（回答者）が容易に回答可能な環境とし、過去に多数のアンケート調査を実施した実績のある環境であること。
- ・アンケート実施期間中は、原則として常時ウェブ回答システムが稼働状態であること。メンテナンス等で利用できない時間帯がある際は、何らかの形で告知をするなど適切に対応すること。
- ・ウェブアンケートで用いるシステムの情報セキュリティの脆弱性や対策等について、外部の第三者による試験や評価を受け、問題がないことを客観的に示すことができること。当該試験や評価の結果は、IPA から求められた場合に速やかに提出すること。

(2) ウェブアンケートの実装の要件

- ・回答者の利便性やアンケートの内容を考慮した画面・機能を備えるようにすること。
- ・調査実施前にウェブアンケート上の文面や動作等を確認すること。
- ・アンケート実施前に IPA が文面や動作等を確認できるようにすること。

(3) ウェブアンケート以外の回答方法への対応と要件（国内企業向けアンケートの場合のみ）

アンケート依頼先企業がウェブアンケート以外の回答方法を希望することに対し、Excel 等による調査票を用意し、電子メール等で回答結果を受け取る方法を用意する。

- ・具体的な対応方法については、IPA と協議した上で実施すること。
- ・調査票は請負者側の責任において記載内容等を確認すること。
- ・回収したデータは請負者側でデータ入力すること。

4.1.4 未回収先への督促（国内アンケートの場合のみ、DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

必要に応じてアンケート未回収先に対して督促する。

- ・企業向けアンケートの場合、従業員規模と業種の内訳による回収状況を IPA に報告すること。報告のタイミングは IPA と協議の上、決めること。
- ・督促の方法や督促時期は IPA と協議した上で実施すること。

4.1.5 アンケート回答者リストの作成（国内アンケートのみ、DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

依頼結果の管理および次回以降の調査依頼先選定の参考情報とするため、アンケートに回答のあった企業のリスト「アンケート回答者リスト」を作成する。

- ・「アンケート回答者リスト」は Microsoft Excel 形式にて作成すること。
- ・「アンケート回答者リスト」の構成は DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査区分、企業名、法人番号、郵便番号、住所、従業員数規模、業種、回答方法とするが、詳細は IPA と調整すること。
- ・ここでいう回答“者”は企業ないし部門のことであり、実際にアンケートに回答した個人を特定する情報を含める必要はない。

4.1.6 アンケート実施全般についての留意点（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

- ・アンケート調査の趣旨や回答方法等に関する問合せは請負者側に窓口を用意し、対応すること。問い合わせ内容は適宜 IPA と情報共有すること。
- ・アンケート調査開始から締め切りまでの間において、回収状況（従業員割合、業種内訳を含む）を適切にウォッチするとともに、適宜 IPA に報告すること。
- ・実施内容の見直しやスケジュールに遅延等が生じた場合（生じることが見込まれる場合も含む）は、直ちに IPA に相談の上対応すること。
- ・アンケート依頼を送付する際には依頼先と送付内容に相違が生じないような仕組みを講じること。

4.1.7 アンケート調査結果の集計（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

(1) アンケート回答結果のチェックとローデータ化

回答結果の有効回答データをチェックし、ローデータ化する。

① ローデータの作成

- ・DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査は別々にローデータを作成すること。

② データのチェック

- ・それぞれの回答データに、同一者の回答が重複して含まれないようにすること。
- ・設問の分岐条件やエラーのチェック等を行い、適宜修正すること。

③ ローデータの形式

- ・ローデータは Microsoft Excel 形式とすること。
- ・国内、米国それぞれと両国をマージしたファイルをそれぞれ作成すること。
- ・マルチアンサーのデータ構成は以下の2種類でそれぞれ作成すること。
 - a. 複数の選択肢をカンマ区切りで一つのデータ列にする
 - b. ゼロイチ形式のデータ
- ・ローデータのレイアウト資料も併せて提出すること。

④ 提出時期

- ・ある程度アンケートが回収された段階でローデータのサンプルをそれぞれ2回程度作成し、IPAの確認を取る。サンプルの作成時期は IPA と協議すること。
- ・ローデータはアンケート回収完了後、速やかに IPA へ提出すること。なお、何らかの理由により、ローデータに修正の必要が発生した場合は速やかに IPA に連絡し、IPA と協議のうえ対応すること。

(2) アンケート調査結果のデータ集計（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査それぞれに調査項目ごとの単純集計と、回答者の属性別および調査項目間のクロス集計を行う。

① 単純集計

- ・アンケート調査項目ごとに単純集計する。

② クロス集計

- ・回答者の属性別クロス集計は従業員数（4 区分を想定）、業種（5 区分を想定）とするが、DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査ともに請負者側にて有意と考えられるクロス集計案を作成し、IPA と協議の上で決定すること。
- ・調査項目間のクロス集計は請負者側にて有意と考えられるクロス集計案を作成し、IPA と協議の上で決定すること。
- ・回答企業の割合が前回調査の回答企業との割合との乖離が顕著な場合、従業員割合、業種内訳等を軸としたウェイトバック補正を依頼することがある。

③ 集計結果の図示

- ・アンケート集計結果は Microsoft Excel 2013 互換形式で作成すること。
- ・アンケート集計結果は項目ごとに表およびグラフにしてまとめること。グラフのデザインは「DX 動向 2026」を基本とするが、具体的には IPA が指定する。
- ・前回調査と同じアンケート項目の場合は IPA が提供する前回調査のデータを使用し、経年比較ができるように作成すること。
- ・図示方法は作業に入る前にサンプルを作成し、IPA と協議の上で決定すること。

④ その他

- ・データ集計にあたって、請負者側が分析ツールを使用する場合、分析ツールの形式によるデータも IPA に納品を要求することがある。

4.2 アンケート調査結果の分析（DX・AI 動向調査のみ）

4.2.1 アンケート結果の分析

アンケートのデータ集計結果に基づき、分析を行い、分析結果は「調査報告書」としてまとめる。

- ・前回調査と同じアンケート項目の場合は経年変化についての分析を行うこと。
- ・データ集計結果の内容によっては DX 白書 2023 に掲載した 2022 年度調査の米国調査結果との経年比較分析も行うこと。
- ・日米の比較分析を各国の様々な環境や動向を踏まえて分析すること。
- ・アンケートの結果にもとづき我が国の DX・AI の実態、特徴、課題等について戦略、人材、デジタル技術の利活用等の観点から分析を行うこと。
- ・分析結果は請負者側にて原案を作成し、IPA と協議の上、取りまとめること。

4.3 報告書等の作成

本業務の成果となる納入物件として「4.3.1 調査報告書」～「4.3.3 その他の成果物」に示す内容を作成し、納入する。

- ・納入物件は全て著作権法上の権利処理をクリアにしておくこと。
- ・各納入物件の形式、構成、記載内容、記載フォーマット等は事前に IPA の確認を得ること。また、必要に応じてサンプルを作成し IPA と合意すること。

4.3.1 調査報告書（DX・AI 動向調査のみ）

「4.2.1 アンケート結果の分析」の結果に基づく分析結果を 2 種類の報告書として取りまとめる。これら報告書は IPA が体裁等を整えた上で Web 等にて公開する予定である。

(1) 調査分析報告書

アンケート分析の結果のうち、特色のあるものを抜粋して記載する。

- ・構成や分析結果の粒度は「DX 動向 2026」⁷を参考とすること。具体的な記載内容は請負者側で案を作成し、IPA と協議の上、決定する。
- ・「DX 動向 2024」～「DX 動向 2026」のサブタイトルのような主となるテーマを想定して取りまとめること。主となるテーマについては IPA と協議の上、決定する。
- ・Microsoft Word 2013 互換形式で作成し、ボリュームは 60 頁程度とする。

(2) データ集（DX・AI 動向調査のみ）

アンケート調査結果のうち、特色のあるものを抜粋して分析結果も含めて記載する。

- ・構成や分析結果の粒度は「DX 動向 2026（データ集）」⁸を参考とすること。具体的な記載内容は請負

⁷ <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/dx-trend/rcu1hd0000017uk8-att/dx-trend-2026.pdf>

⁸ <https://www.ipa.go.jp/digital/chousa/dx-trend/rcu1hd0000017uk8-att/dx-trend-data-collection->

者側で案を作成し、IPA と協議の上、決定する。

- ・調査分析報告書に記載したアンケート調査結果は原則としてすべて掲載する。
- ・Microsoft PowerPoint 2013 互換形式で作成し、ボリュームは 100 スライド程度とする。

4.3.2 業務実績報告書（DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査共通）

本業務全体の実施実績を簡潔に取りまとめた報告書を作成する。

- ・記載内容は調査目的、アンケート調査実績（実施概要、実施体制等）、回収の実績（企業の業種や従業員規模数、個人の主なプロフィール結果を含む）、調査日程（督促状況を含む）、アンケート項目概要、会議開催実績等を取りまとめるが、具体的には IPA と協議の上、決定すること。
- ・具体的な構成・レイアウト等は IPA と協議の上、決定すること。
- ・Microsoft Word 2013 互換形式で作成し、ボリュームは 20 ページ程度（40 文字×36 行）とする。

4.3.3 その他の成果物

「4.1 アンケート調査の実施」「4.2 アンケート調査結果の分析」で作成した以下の中間成果物を取りまとめる。それぞれは「4.1 アンケート調査の実施」「4.2 アンケート調査結果の分析」で示した作業の中で取りまとめ、IPA に提出するものとするが、最終的に確定したものはすべて「9. 納入関連」に示したとおり納入すること。

- ① アンケート調査票（DX・AI 動向調査）
- ② アンケート調査票（情報セキュリティ調査）
- ③ アンケート回答者リスト
- ④ アンケートローデータ（DX・AI 動向調査）
- ⑤ アンケートローデータ（情報セキュリティ調査）
- ⑥ アンケート集計結果（DX・AI 動向調査）
- ⑦ アンケート集計結果（情報セキュリティ調査）
- ⑧ アンケート分析結果（DX・AI 動向調査）

4.4 会議の開催

本業務のマイルストーンを目安として IPA と請負業者間で会議を開催する。

(1) 全般

- ・本業務開始早々に開催するキックオフミーティングを除いて、DX・AI 動向調査アンケートと情報セキュリティ調査アンケートで別々に会議を開催する。
- ・会議の内容については 3 営業日以内に請負者側で議事録を作成すること。
- ・開催は原則オンライン形式とする。

(2) 会議の目的等

- ・DX・AI 動向調査アンケートでは、「4.1.7 アンケート調査結果の集計」が完了した時点、「4.2.1 アンケート結果の分析」および「4.3.1 調査報告書」で分析結果や報告書の検討、とりまとめ段階等を中心に会議を開催すること。
- ・情報セキュリティ調査では、「4.1.7 アンケート調査結果の集計」が完了した時点を中心に開催すること。
- ・アンケート未回収先への督促が必要な場合や、回収状況の確認等で IPA より求められた場合も会議を開催すること。

5. 実施スケジュール

5.1 全体日程

契約締結日～2027 年 3 月 26 日（金）

5.2 作業別日程

概略の作業別日程は下記を想定しているが、詳細については IPA と協議の上で決定すること。

- ・アンケート準備（アンケート調査項目の調整・翻訳、アンケート実施環境構築、等）：11 月～12 月初旬
- ・アンケート実施：12 月～1 月

- ・アンケート調査結果の集計（データチェック、ローデータ化、集計、等）：2月上旬～2月中旬
- ・分析・報告書とりまとめ：2月下旬～3月

<表5 作業別日程（想定）>

	2026 年 11 月	12 月	2027 年 1 月	2 月	3 月
アンケート準備					
アンケート実施					
アンケート調査結果の集計					
分析・報告書とりまとめ					

6. 事業の実施体制

本業務の実施にあたっては、下記の要件を満たした実施体制を構築し、事前に IPA の了解を得た上で、下記要件等を満たしていることを記載した資料と共に実施体制表を提出すること。

(1) 全般

- ① 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- ② 情報セキュリティ上の明らかな懸念が無い体制となるように当機構と調整するとともに、当機構に対して請負者の資本関係、役員等の情報、本件の実施場所に係る情報を提供すること。
- ③ 本業務を円滑に遂行するための組織や人的ネットワーク等による情報源を持っていることが望ましい。

(2) 組織関連

- ① 組織として適切な管理・バックアップ体制が整えられること。
- ② 組織として海外および国内企業に対するアンケート調査を行った経験・実績があること。
- ③ 組織として DX・AI 動向、デジタル人材動向、情報セキュリティに関する調査実績や、企業 DX、AI 利活用、事業変革、人材・組織マネジメント、情報セキュリティに関するコンサルティングや調査実績があることが望ましい。

(3) 実施要員関連

- ① 実施要員に企業に対するアンケート調査を行った経験・実績があること。
- ② 実施要員に DX・AI 動向、デジタル人材動向、情報セキュリティに関する調査実績や、企業 DX、AI 利活用、事業変革、人材・組織マネジメント、情報セキュリティに関するコンサルティングや調査実績があることが望ましい。
- ③ 実施要員に公的機関（政府や独立行政法人）、業界団体等が発行する白書執筆の実績があることが望ましい。
- ④ プロジェクトリーダーまたは主担当者は、企業に対するアンケート調査の実績が複数回あること。また、プロジェクトリーダー、主担当者は情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、情報セキュリティマネジメント試験に合格した者またはこれらと同等の知識および技能を有する者であることが望ましい。

7. セキュリティに関する要件

- (1) 本業務の過程で得た情報（以下、「秘密情報」という。）は、本業務の他に利用しないこと。ただし、本業務の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- (2) 請負者は秘密情報や個人番号を含む個人情報の取り扱いに留意し適切に管理を行うこと。また、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。さらに、本業務の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保し、IPA の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、ただちに IPA に報告し IPA の指示に基づき適切に対応すること。
- (4) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適

切に削除するとともに、IPA に確認を取ること。

- (5) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (6) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPA と調整し適切に対処すること。
- (7) 本事業の過程で外部サービス（クラウドサービス）を利用し要機密情報を取り扱う場合は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に登録されているサービスを利用するか、同等以上の管理策等を実施していることを示すこと。本事業で利用するアンケートシステム上の情報（要機密情報含む）は、都度 IPA に確認し不要であれば速やかに削除すること。
- (8) ウェブアンケートの実施環境を含め、外部からの不正アクセス、情報漏洩、データ改ざん、コンピュータウイルス感染等を防止するため、以下の最新版等を参考に、脆弱性の原因を排除するとともに、攻撃の影響を低減する対策を講じること。また、既存の環境を利用する場合やウェブアンケートの実施環境を外部委託する場合も以下を参照して情報セキュリティ対策に関して同等の機能があることを確認すること。また、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」⁹に則ったセキュリティ対策を実施すること。
 - ・Web アプリケーションの構築/運用/保守に際しては、「安全なウェブサイトの作り方」¹⁰に記載されている脆弱性への対策
 - ・TLS 通信を行う情報システムの構築/運用/保守に際しては、「TLS 暗号設定ガイドライン」¹¹に基づく設定・管理
 - ・暗号化機能・電子署名機能を使用する情報システムの構築/運用/保守に際しては、「電子政府推奨暗号リスト」¹²に基づくアルゴリズムおよびプロトコルの採用・使用
- (9) IPA から提供した資料または IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

8. 留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたって、各作業を効率的に進められるような作業計画を立案し、IPA の確認を取ること。
- (2) IPA から本業務に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- (3) 「4.4 会議の開催」で示した以外にも IPA からミーティング開催の要求があった場合は応じること。
- (4) 請負者は「2. 背景・目的」で示した IPA が公表している報告書等の内容について事前に理解しておくこと。

9. 納入関連

9.1 納入期限・納入場所

2027 年 3 月 26 日

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階
独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 国際・産業調査部

9.2 納入物件

以下の報告書を収めた電子媒体（DVD-R など。電子メール不可）を納入すること。

- (1) 調査分析報告書
- (2) データ集
- (3) 業務実績報告書

※ 納入物件のほか、関連資料として「4.3.3 その他の成果物」に示す中間成果物を提出すること。

10. 検収関連

検収条件

4.3.1～4.3.3 の内容に関して、「4. 業務内容」で示した仕様を満たしていること。

⁹ <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider3.pdf>

¹⁰ <https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

¹¹ https://www.ipa.go.jp/security/vuln/ssl_crypt_config.html

¹² <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

IV. 入札資料作成要領

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

入札資料作成要領

独立行政法人**情報処理推進機構**

目 次

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1 機構が入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	本件「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」の仕様を記述（目的・内容等）。
② 入札資料作成要領	入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 入札者が機構に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・入札者が提案する、調査内容、調査方法。 ・実施体制、スケジュール。 ・調査・報告書作成者のスキル ・補足資料（入札者の関連する実績の詳細）等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧 における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容进行评估する。
5	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

2.2 遵守確認事項

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

[表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

2.3 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

[表5 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	入札者

2.4 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

[表6 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

提案書 目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	調査業務の実施方針等	目実施作業内容、実施スケジュールおよび事業の実現性等を記載すること。 また、以下の項目に関して独自の創意工夫等が提案書に示されていること。 ・アンケート調査項目検討案 ・アンケート調査項目の翻訳精度を高める工夫 ・アンケート調査実施方法案 ・アンケート調査結果の集計分析方針案 ・調査報告書等取りまとめ案 ・作業計画 なお、仕様書の実施方法の他に、より適切な方法など事業の効果・効率を高める工夫があれば提案すること。
2	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。
3	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office2013互換またはPDF形式のいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載

するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。

- ③ 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑥ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑦ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑧ 提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

V. 評価項目一覧

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

評価項目一覧

独立行政法人情報処理推進機構

1. 評価項目一覧－遵守確認事項－

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 納入物件	調査報告書等は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。	
	0.2 調査の範囲	Ⅲ.仕様書「4.業務内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分についての提案は認めない）。	
	0.3 調査業務の実施方針等	Ⅲ.仕様書「4.業務内容」に従い、適切な調査対象からの回答を得るべく調査を実施すること。	
	0.4 アンケート有効回答件数	Ⅲ.仕様書「4.業務内容」に記載しているアンケートの有効回答件数の要件を満たすこと。	
	0.5 業務従事者の経験・能力	Ⅲ.仕様書「6.事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たすこと。	

2. 提案要求事項

提案書の目次			提案要求事項	評価 区分	得点配分			提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目			基礎 点	加点	合計	
1 業務の実施方針等								
	1.1 実施業務の概要		・当業務の背景、目的、業務内容を十分理解し、仕様書の業務内容について、全て記載されているか。	必須	5	-	5	
	1.2.1 アン ケート 調 査 項目の作成	・当業務の背景、目的を理解した上でアンケート調査項目を検討することが説明されているか。	必須	5	-	25		
		・アンケート調査項目の作成について、当業務の背景や目的、最新の DX や AI、情報セキュリティ動向等を踏まえることが具体性を伴って提案されているか。	任意	-	10			
		・アンケート調査項目の翻訳の精度を高める工夫等が妥当性を伴って提案されているか。	任意	-	10			
	1.2 調 査 の 実施	1.2.2 アンケ ートの実施	・ウェブ回答システム等を利用して適切に実施することが説明され、仕様書 4.1.2 に示した有効回答数を確保することが説明されているか。	必須	5	-	165	
			・適切な回答が得られ、高い有効回答数が期待できる工夫等が妥当性を伴って提案されているか。	任意	-	30		
			・情報セキュリティ調査について、仕様書 4.1.2 に示した有効回答数に達するための工夫等が妥当性を伴って提案されているか。	任意	-	30		
			・有効回答が仕様書 4.1.2 に示した従業員割合、業種内訳と近づけるための調査対象の選定方法について説明されているか。	任意	-	30		
			・米国企業の場合、同一企業から重複を防ぐ工夫等が妥当性を伴って説明されているか。	任意	-	10		
			・ウェブアンケートについて、仕様書 4.1.3(1)(2)記載の環境や機能に則った内容を実現できることが説明されているか。	必須	5	-		
			・ウェブアンケート用いるシステムの情報セキュリティについて、仕様書 4.1.3(1)に示した外部の第三者による試験や評価を受けていること、およびその結果を IPA の求めに応じて速やかに提示可能なことが説明されているか。また仕様書 7. に示した対策を取ることが説明されているか。	必須	5	-		
			・ウェブアンケート以外の回答方法への対応が妥当性を伴って提案されているか。	任意	-	20		
			・未回収先への督促についての具体的な方法や時期について説明されているか。	任意	-	20		
			・アンケート依頼先と送付内容に相違が生じないような工夫について具体的な方法が説明されているか。	任意	-	10		
	1.2.3 アン ケート 調 査 結果の集計		・集計作業について、仕様書 4.1.7 に記載の内容に則っていることが説明されているか。	必須	5	-	25	

	1.2.4 アンケート調査結果の分析	・仕様書 4.1.7(1)②に示したデータのチェック方法について妥当性を伴って説明されているか。	任意		10	75	
		・有意と考えられるクロス集計案が DX・AI 動向調査と情報セキュリティ調査それぞれに対して理由とともに説明されているか。	任意		10		
		・アンケート結果の分析が仕様書 4.2 に記載の内容に則ったうえで、分析することが説明されているか。	必須	5	-		
		・DX 動向 2024 等からの経年変化比較、日米間の比較による分析の方針が説明されているか。	任意	-	30		
		・最新の DX・AI 動向等を踏まえた企業戦略、技術利活用、人材それぞれの分析の方針が説明されているか。	任意	-	40		
	1.3 報告書等の作成	・仕様書 4.3 に示した調査報告書等を作成、取りまとめることが説明されているか。	必須	5	-	25	
		・調査分析報告書、データ集、業務実績報告書の記載内容について具体的なイメージが記載され、見やすさや等についての工夫が説明されているか。	任意	-	20		
	1.4 作業計画の妥当性、効率性	・本業務に必要な作業が網羅され、日程等に無理がないことが説明されているか。	必須	5	-	25	
		・作業を効率的に進めるための工夫がなされており、それが妥当である事が説明されているか。	任意	-	20		
	2 組織の経験・能力						
	2.1 業務実施能力	・業務の役割を定めた実働可能な人数が確保されていることが説明されているか。	必須	5	-	30	
		・適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱担当者以外の者が、情報に接することがないことが説明されているか。	必須	5	-		
		・情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）が提出されているか。	任意	-	20		
	2.2 類似業務の経験	・組織として海外および国内の企業に対するアンケート調査を行った経験・実績があることが客観的根拠とともに記述されているか。	必須	5	-	25	
		・組織として DX・AI 動向、デジタル人材動向、情報セキュリティに関する調査実績や、企業 DX、AI 利活用、事業変革、人材・組織マネジメント、情報セキュリティに関するコンサルティングや調査実績があることを客観的根拠とともに記述されているか。	任意	-	20		
	3 業務従事者の経験・能力						
	3.1 業務内容に関する専門知識・適格性	・プロジェクトリーダーまたは主担当者は、企業に対するアンケート調査の実績が複数回あることが記述されているか。	必須	5	-	15	
		・プロジェクトリーダー、主担当者は、情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合	任意	-	10		

		格した者、情報セキュリティマネジメント試験に合格した者またはこれらと同等の知識および技能を有する者であるか。					
3.2 類似業務の経験	・実施要員に企業に対するアンケート調査を行った経験者が含まれることが客観的根拠とともに記述されているか。	必須	5	-	45		
	・実施要員に DX・AI 動向、デジタル人材動向、情報セキュリティに関する調査実績や、企業 DX、AI 利活用、事業変革、人材・組織マネジメント、情報セキュリティに関するコンサルティングや調査実績があることを客観的根拠とともに記述されているか。	任意	-	20			
	・実施要員に政府、独立行政法人等が発行する白書執筆の実績がある要員を含んでいることが客観的根拠とともに記述されているか。	任意	-	20			
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標							
		・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。 ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）	任意	-	16	16	
				70	406	476	

3. 添付資料

提案書の目次		資料内容	提案の要否	提案書頁番号
大項目	小項目			
5 添付資料				
5.1 実施体制及び調査・作成者略歴	・ 入札者の概要の分かる資料	任意		
	・ 本業務履行のための体制図	必須		
	・ 各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母国語及び外国語能力、国籍等）	必須		
5.2 会社としての実績	・ 本業務の類似案件実績	任意		
	・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し	任意		
5.3 業務従事者としての実績	・ 本業務に有用な領域での資格、実績等	任意		
	・ 本業務の類似案件実績	任意		
5.4 その他	・ その他提案内容を補足する説明、調査実施における前提条件等	任意		

VI. 評価手順書

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

評価手順書(加算方式)

独立行政法人 情報処理推進機構

本書は、「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法等を以下に示す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を476点、価格点の配分を238点とする。

技術点	476点
価格点	238点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2 二次評価」を行う。

- ① 「1. 遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2. 提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3. 添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

2.2 二次評価

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の評価者で各項目を評価し、各評価者の評価結果（得点）の平均値（小数点第2位以下切捨て）をもって技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により算定した技術点
- ② 「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「V. 評価項目一覧」の「2. 評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

3.2 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を不合格とし、価格点の評価は行わない。

3.3 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点			
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	40	30	20	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	25	20	15	8
B	概ね妥当な内容である。	10	8	6	3
C	内容が不十分である。	0	0	0	0

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナ えるぼし認定企業）	プラチナえるぼし（※1）	16
	えるぼし3段階目（※2）	12
	えるぼし2段階目（※2）	11
	えるぼし1段階目（※2）	7
	行動計画策定（※3）	4
次世代法に基づく認定（くるみ ん認定企業・トライくるみん認 定企業・プラチナくるみん認定 企業）等	プラチナくるみん（※4）	16
	くるみん（令和7年4月1日以後の基 準）（※5）	12
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3 月31日までの基準）（※6）	11
	トライくるみん（令和7年4月1日以後 の基準）（※7）	11
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年 3月31日までの基準）（※8）	7
	トライくるみん（令和4年4月1日～令 和7年3月31日までの基準）（※9）	7
	くるみん（平成29年3月31日までの基 準）（※10）	6
	行動計画（令和7年4月1日以後の基 準）（※3、※11）	4

- ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
- なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※10の認定を除く。）
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

VII. その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とするところがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(様 式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 国際・産業調査部 担当者殿

質 問 書

「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様 式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名
(又は代理人)

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人 (又は復代理人)

所 在 地

所属・役職名

氏 名

使 用 印 鑑



(様式 3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 円 (税抜)
(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

(様 式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号 _____

件名：「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

【入札者記載欄】

提出年月日：	年	月	日
法人名：			
所在地：	〒		
担当者：	所属・役職名		
	氏名		
	TEL	FAX	
	E-Mail		

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	1 通		②	入札書（封緘）	1 通	
③	提案書	1 部		④	評価項目一覧	1 部	
⑤	資格審査結果通知書の 写し	1 通		⑥	提案書受理票	（本紙）	
⑦	提案書および評価項目 一覧の格納された電子 媒体	1 式		—	—	—	

----- 切り取り -----

提案書受理番号 _____

提案書受理票

年 月 日

件 名 「国内外企業におけるデジタル動向状況の分析」

法人名（入札者が記載）： _____

担当者名（入札者が記載）： _____ 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 経営企画センター 国際・産業調査部

担当者名： _____ ⑩

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。